

しあわせ信州食品開発センター 機能性食品等開発拠点棟 イノベーションルーム使用要領

(目的)

第1条 この要領は、食品の試作加工、評価機能を充実し、食料品製造業及び飲料製造業などの食品の研究開発者等に対して必要な支援を行うために、長野県工業技術総合センター食品技術部門（以下「センター」という。）に設置した、しあわせ信州食品開発センター機能性食品等開発拠点棟イノベーションルームの使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用できる施設の名称及び面積)

第2条 使用できる施設は、下記のとおりとする。

しあわせ信州食品開発センター機能性食品等開発拠点棟

- ① イノベーションルーム1 20.82㎡
- ② イノベーションルーム2（プロジェクト研究開発室） 22.52㎡
- ③ イノベーションルーム3（コミュニケーションスペース兼技術相談室） 18.88㎡

(使用できる者)

第3条 使用できる者は、第4条のセンターの支援を受け、かつ、自主的に食品に係る研究開発をしようとする意欲及び能力がある者とする。

(センターの支援)

第4条 センターは、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 食品の技術開発に必要な事項
 - ア 食品の試作加工
 - イ 製造技術、試作食品、商品の評価・提案・助言
 - ウ 食品の分析評価
 - (2) その他必要な事項
- 2 前項の支援は、センター内で行う。

(使用日及び使用時間)

第5条 使用できる日は、月曜日から金曜日までとする。

ただし、長野県の休日を定める条例第1条で規定する日は除く。

なお、長野県工業技術総合センター所長（以下「所長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 使用できる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、所長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

なお、午後5時15分までに終了しない場合は、事前にセンター職員に連絡し、指示を受けることとする。

(使用できる期間)

第6条 使用できる期間は、イノベーションルーム1及びイノベーションルーム2にあっては、原則として6月以内、イノベーションルーム3にあっては、原則として5日以内とする。

- 2 前項の使用期間は、これを更新することができる。

(使用の申請)

第7条 使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、使用日の2か月前に当たる日の属する月の初日から、イノベーションルーム1又は2を使用しようとする者は、使用日の15日前までに、イノベーションルーム3を使用しようとする者は、使用日の5日前までにイノベーションルーム使用申請書（別紙様式第1号）を提出するものとする。

- 2 前項の規定は、第6条第2項の場合に準用する。

(使用対象者の選考)

第8条 所長は、申請者から提出された書類及び別に定める審査会により使用対象者を選考する。

- 2 審査会は食品技術部門長を長とし、食品技術部門職員により構成する。
- 3 イノベーションルーム1又は2の使用対象者の審査は、書面及び面接により行い、イノベーションルーム3の使用対象者の審査は、書面により行う。
- 4 所長は、前項の選考結果を申請者に別紙様式第2号により通知する。
- 5 前4項の規定は、第6条第2項の場合に準用する。

(使用の制限)

第9条 所長は、申請者からの申請が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を承認しないものとする。

- (1) 食品が、関係法令や条例等の基準に違反するおそれがあるとき。
- (2) 食品が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 使用が、施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があるとき。

(遵守事項)

第10条 使用対象者は、承認された目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

- 2 使用対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 公の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
 - (2) 施設での火気の取扱いに注意するとともに、施設の励行に努めること。
 - (3) 施設内では公害防止等の環境保全に努めること。
 - (4) 施設内の物品を破損しないこと。
 - (5) 施設、設備等の原形及び配置を職員の指示なく変更しないこと。
 - (6) 施設内の機器の使用については、別に定める工業技術総合センター機械器具貸付要領によること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、所長が別に指示すること。

(使用の取消し)

第11条 所長は、使用対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を取り消すことができる。

- (1) 使用期間の概ね5分の1に相当する期間以上にわたり支援を受けないとき。（イノ

バージョンルーム3の使用対象者を除く。)

- (2) 自主的に研究開発をしようとする意欲及び能力がないと所長が認めるとき。
- (3) その他使用に支障をきたすと所長が認めるとき。
- (4) 所長は、使用対象者が前3号に該当するときは、該当者に事前に別紙様式第3号により通告する。

(原状回復の義務)

第12条 使用対象者は、施設の使用を終了したとき又は第11条の規定により使用を取り消されたときは、すみやかに当該施設を原状に回復しなければならない。

(施設・設備損傷に対する賠償)

第13条 施設使用にあたり、使用対象者の不注意により施設及び設備を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、施設及び設備の通常使用等不可抗力によるものと所長が認める場合はこの限りでない。

(事故及び災害発生時の責任)

第14条 施設及び設備の使用中に使用対象者の責に起因して発生した事故及び災害については、使用対象者において全責任を負うものとする。

(製造物責任)

第15条 施設の使用に係る製造物に起因する危害の発生に関する責任(製造物責任)は、使用対象者がこれをすべて負い、センターはいかなる責任も負わないものとする。

(使用料等)

第16条 イノベーションルームの部屋使用料は無料とする。

- 2 イノベーションルームで使用する電気、ガス、水道等の管理経費は、毎月ごとにその使用量に応じた金額を徴収する。(イノベーションルーム3の使用対象者を除く。)
ただし、使用日が翌年度にわたる等、特別な場合にあっては、所長の指示するところにより徴収するものとする。
- 3 管理経費は所長が発行する納入通知書により、その指定された納入期限までに納付するものとする。
- 4 次の費用については、使用対象者の負担とする。
 - (1) イノベーションルームに設置する機械類の設置・撤去費用
 - (2) イノベーションルームで使用する電話等の工事費用及び使用料
 - (3) イノベーションルームの照明、破損ガラスの取り替え等設備の軽微な修繕に要する費用
 - (4) 研究開発により生じる廃棄物の処理に要する費用
 - (5) 第12条の原状回復に要する費用

(実績報告)

第17条 使用対象者は、使用期間満了日までに、イノベーションルーム使用実績報告書(別紙様式第4号)を提出するものとする。

(使用に関する届出)

第 18 条 使用対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書及び所長が必要と認める書類を提出するものとする。

- (1) 氏名若しくは名称、住所若しくは所在地又は法人にあつては代表者の氏名に変更があったときは、イノベーションルーム使用変更届出書（別紙様式第 5 号）
- (2) 使用を中止しようとするときは、原則として中止しようとする日の 15 日前までに、イノベーションルーム使用中止届出書（別紙様式第 6 号）（使用期間満了日までの日数が 15 日未満である場合を除く。）

（補則）

第 19 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

イノベーションルーム使用申請書

年 月 日

長野県工業技術総合センター所長 様

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

〔 法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

しあわせ信州食品開発センター機能性食品等開発拠点棟イノベーションルームを使用したいので、しあわせ信州食品開発センター機能性食品等開発拠点棟イノベーションルーム使用要領第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用を希望する部屋 ※希望する箇所に○をしてください。		イノベーションルーム1
		イノベーションルーム2 (プロジェクト研究開発室)
		イノベーションルーム3 (コミュニケーションスペース兼技術相談室)
使用目的		
使用予定人数	人	
使用期間及び時間	年 月 日 () 午前・午後 時 分 から 年 月 日 () 午前・午後 時 分 まで	
事業計画等	別紙事業計画書のとおり	
備 考		

別紙

事業計画書

1 申請者の概要

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)			
住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	〒		
	TEL		FAX
創業年月日 (創業予定者のみ)	年 月 日	資本金 (法人のみ)	万円
常勤役員と従業員の合計数	人(男: 人、女: 人) (研究開発担当: 人)		
業種			
事業内容			
イノベーション ルームを使用する者の氏名等	氏名 (申請者との関係)		
	連絡先	TEL	
	現住所	〒	
創業者(創業予定者)のみ	生年月日		
	最終学歴		
	職歴		
	資格等		
過去に実施した研究開発の実績			

2 使用の目的

<p>研 究 開 発 テ ー マ</p>						
<p>研 究 開 発 の 内 容</p>	<p>目 的</p>					
	<p>内 容</p>					
	<p>実 施 体 制</p>					
	<p>事 業 化 目 標</p>					
<p>支 援 を 受 け た い 内 容</p>						
<p>支 援 希 望 期 間</p>	<p>年 月 日 から 年 月 日</p>					
<p>研 究 開 発 室 に 設 置 す る 機 械 等</p>	<p>機 械 名</p>	<p>数 量</p>	<p>大 き さ (奥 × 幅 × 高) mm</p>	<p>重 量 kg</p>	<p>使 用 電 圧 V</p>	<p>消 費 電 力 kw</p>